

## 『失業手当を受給しながらアルバイトで収入を得たい』

失業手当（失業保険、失業給付、求職者給付、基本手当）とは、働く意思と、働く能力がある状態にもかかわらず、働くことができない状態を言い、雇用保険から給付される手当のことです。つまり仕事を探しているのに見つからないという人がもらえる給付金のことです。失業手当をもらっている間は、原則として4週間に1回、失業認定日にハローワークで失業の認定を受けることで、失業手当をもらうことができます。

働いて収入を得てしまうと失業とはされず、失業手当はストップされます。

「就職している期間」とは

(1) 原則として1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上の雇用見込みがある場合

(2) 契約期間が7日以上の雇用契約を結んでいて、1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ1週間の就労日が4日以上の場合に、その契約で就労が継続している期間

(1)(2)に当てはまらなければ失業手当をもらうことができますが、仕事をした日は失業手当の支給対象にならなかつたり、収入額により減額される場合があります。

